

マージン率等に係る情報提供

有限会社 オフィス鶴

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象:令和8年度(令和7年5月～令和8年4月))

記

1 派遣労働者の数 5人

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 2社

3 労働者派遣に関する料金の平均額 37,822
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

4 派遣労働者の賃金の額の平均額 24,808
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 34.4%

6 教育訓練に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 [TEL:045-313-6506](tel:045-313-6506) (担当:新谷)

種類	対象者	実施人数	方法	実施主体	実施期間	費用負担
新規採用者訓練	新規採用者		OJT	弊社	3ヶ月	無し
能力向上訓練	採用後、1年経過者のうち希望者		OJT	弊社	1週間	無し
コミュニケーション力強化教育訓練	3年目		OJT	弊社	1週間	無し
マネージメントスキル教育研修	4年目		OJT	弊社	1週間	無し

マージン率には法定福利費(健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料などの会社負担分)、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得)などが含まれます。

労使協定の有無 : 有
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : すべての派遣労働者
労使協定の期間 : 2026年4月～2027年3月